

さぬき市新型インフルエンザ等対策行動計画 (案)

令和 7 年●月

さぬき市

凡例

以下及び用語集にない用語であって、本文において特段の注記のないものの定義・用法は、政府行動計画の例による。

特措法……………新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)

特措法施行令……………新型インフルエンザ等対策特措法施行令(平成 25 年政令第 122 号)

感染症法……………感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
(平成 10 年法律第 114 号)

感染症法施行規則…感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
施行規則(平成 10 年厚生省令第 99 号)

本部条例……………さぬき市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成 25 年さ
ぬき市条例第 4 号)

はじめに

【さぬき市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年（2020年）1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（特段の必要がある場合を除き、以下単に「新型コロナ」という。）

（用語集参照）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、我が国の国民の生命及び健康が脅かされ、国民生活及び国民経済は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機において、次々と変化する事象に対し、国民はもとより、政治、行政、医療関係者、事業者等、国を挙げての取組が進められてきた。

令和6年（2024年）7月、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等（用語集参照）以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が平成25年（2013年）の策定以来、初めて抜本改定された。

また、香川県（以下「県」という。）においても、改定後の政府行動計画に基づき、令和7年（2025年）2月に香川県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）の抜本改定を行った。

これを受けて、本市においても、改定後の県行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくため、さぬき市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を抜本改定するものである。

【市行動計画の改定概要】

市行動計画は、感染症有事に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。有事に際しては、国が政府行動計画の様々な対策の選択肢を参考に、基本的対処方針（用語集参照）を作成し（特措法第18条第1項）、市はそれに基づき対応を行っていくこととなるが（特措法第3条第4項）、市行動計画は、特措法第8条に基づき、市が実施する措置等を定めるものである。

市行動計画は、改定後の県行動計画を基本に、本市における新型コロナ対応の経験を踏まえたものとした。対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分

け、特に準備期の取組を充実させている。

また、対策項目をこれまでの6項目から7項目に再編し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチンの接種体制等についても明確化する。

さらに、実効性を確保するため、実施状況のフォローアップや県行動計画の改定を踏まえた市行動計画の改定を行うとともに、実践的な訓練を実施することとする。

【県及び関係機関との連携による感染症危機の対応力向上に向けて】

県行動計画に基づき、県内市町等の行動計画や指定地方公共機関における業務計画等についても改定が行われる。これらの関連する計画が全体として機能することが、新型インフルエンザ等対策を迅速かつ効果的に講ずる上で非常に重要である。市は、県内市町その他の関係機関との連携体制の整備を行うとともに、平時からの情報連携や訓練などを通じて市行動計画の実効性を高め、感染症危機への対応力の向上に向けて取り組んでいく。

目次

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画	- 5 -
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の趣旨	- 5 -
第2章 市行動計画の策定と今般の改定	- 7 -
第1節 新型コロナ以前の経緯	- 7 -
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	- 7 -
第3節 市行動計画改定の趣旨	- 8 -
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	- 9 -
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	- 9 -
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	- 9 -
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	- 10 -
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	- 13 -
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	- 15 -
第5節 対策推進のための役割分担	- 19 -
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	- 22 -
第1節 市行動計画の主な対策項目	- 22 -
第2節 対策項目ごとの基本理念と目標	- 22 -
第3節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	- 25 -
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等	- 28 -
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	- 30 -
第1章 実施体制	- 30 -
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	- 35 -
第3章 まん延防止	- 42 -
第4章 ワクチン	- 43 -
第5章 保健	- 47 -
第6章 物資	- 50 -
第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保	- 52 -
用語集	- 56 -

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性(用語集参照)の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらの感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応することが求められている。

特措法は、新型インフルエンザ等(用語集参照)、すなわち、病原性(用語集参照)が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関(用語集参照)、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置(用語集参照)、新型インフルエンザ等緊急事態(用語集参照)における緊急事態措置(用語集参照)等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、次のとおりである(特措法第2条第1号)。

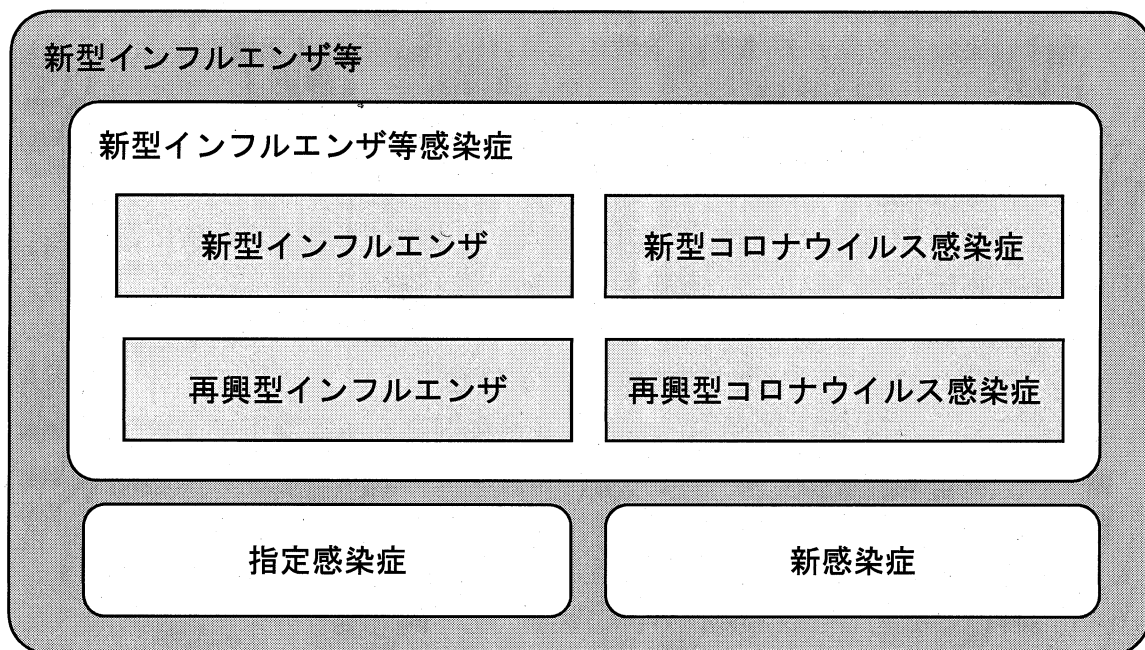
- ① 新型インフルエンザ等感染症(感染症法第6条第7項)
 - (ア) 新型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第1号)
 - (イ) 再興型インフルエンザ(感染症法第6条第7項第2号)
 - (ウ) 新型コロナウイルス感染症(感染症法第6条第7項第3号)

なお、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、令和5年(2023年)5月8日に5類感染症(用語集参照)に位置付けられており(感染症

法施行規則第1条第15号)、本項の新型コロナウイルス感染症には含まれない。

(エ) 再興型コロナウイルス感染症(感染症法第6条第7項第4号)

- ② 指定感染症(感染症法第6条第8項)(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(感染症法第6条第9項)(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)



特措法に基づいて作成されている政府行動計画、県行動計画及び市行動計画は、これらの感染症を対象とするものである。

第2章 市行動計画の策定と今般の改定

第1節 新型コロナ以前の経緯

市では、平成21年（2009年）4月にメキシコで確認され、世界的大流行となった新型インフルエンザ（A/H1N1）を契機として、同年10月に、国及び県の新型インフルエンザ対策行動計画を踏まえて、「さぬき市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

その後、国は、新型インフルエンザ（A/H1N1）対応の教訓等を踏まえ、平成24年（2012年）4月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法を制定した。

これに伴い、国は、平成25年（2013年）6月に、特措法第6条に基づき、政府行動計画を作成し、県は、同年11月に、特措法第7条に基づき、県行動計画を作成した。

これを受けて、市では平成26年（2014年）3月に、特措法第8条に基づき、「さぬき市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月に我が国でも新型コロナの感染者が確認された。

その後、同年3月には特措法が改正され、新型コロナが特措法の適用対象とされ、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針の策定が行われてから、令和5年（2023年）5月8日に新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されるまでの3年超にわたって特措法に基づき新型コロナ対応が行われた。また、本市においても、市対策本部を設置し、国の基本的対処方針を踏まえた対応を行ってきた。

この間の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、県全体の危機管理として社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

そして、感染症危機（用語集参照）は、新型コロナ対応で終わったわけではなく、次なる感染症危機に対して備えなければならないものである。

第3節 市行動計画改定の趣旨

国は、一連の新型コロナ対応で把握された課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るため、令和5年（2023年）9月から新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）（用語集参照）で議論を行い、令和6年（2024年）7月、政府行動計画を抜本改定した。

＜政府行動計画改定の主な内容＞

- 新型コロナ対応で明らかとなった課題や関連する制度改正を踏まえ、幅広い感染症による危機に対応できる社会をめざす。
- 対応を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に、準備期の取組を充実させる。
- 対策項目をこれまでの6項目から13項目に拡充。
- 各分野横断的な取組として5つの視点を設定。
- 新型コロナウイルス感染症・新型インフルエンザ以外の呼吸器感染症をも念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定。
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切替え。

また、県においても、改定後の政府行動計画に基づき、令和7年（2025年）2月に県行動計画の抜本改定を行った。

これを受けて、本市においても、政府行動計画、県行動計画の改定内容を基本としつつ、新型コロナ対応の経験を踏まえ、市行動計画を抜本改定するものである。

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

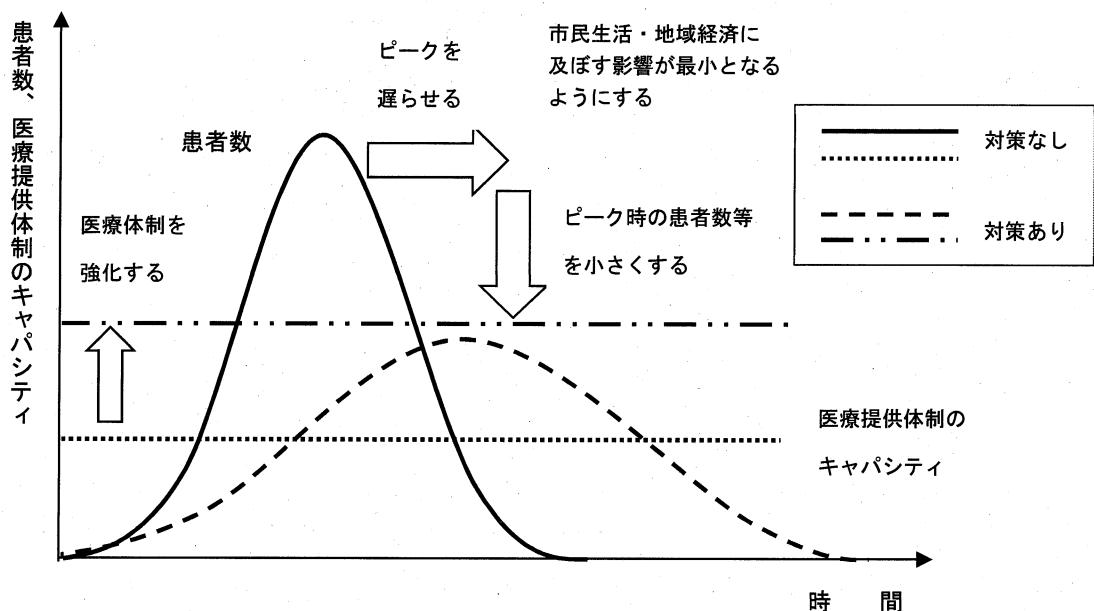
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命や健康、社会経済活動にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するおそれがあるものであるが、患者（用語集参照）の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある（特措法第1条）。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減する。
 - ・ 市民生活及び地域経済の安定を確保する。
 - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
 - ・ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果（概念図）>



第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、県行動計画に基づき、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

本市においては、科学的知見及び国・県の対策を踏まえ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。（具体的な対策については、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」において記載する。）

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性（用語集参照）等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性

及び対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

時期		戦略
準備期 (発生前の段階)		○国・県と連携し、市民に対する啓発や業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。
初動期 (国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階)		○直ちに初動対応の体制に切り替える。 ○新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	○国・県と連携し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 ○なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
	国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	○県・市町・事業者等と相互に連携して、市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処してい

	くことが求められる。 ○市は、市内の実情等に応じて、香川県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	○科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	○通常の医療提供体制への移行や基本的な感染症対策への移行が円滑に行われるよう対応する。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、市民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国・県・市町・指定地方公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ（用語集参照）等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症（用語集参照）等が発生した場合は、公

衆衛生対策がより重要である。

感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、あってはならないことであり、市民一人一人がこのような認識の下、科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動することが必要である。そのためには、平時からの啓発や科学的知見等に基づいた情報発信などのリスクコミュニケーションに努めることが重要である。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

政府行動計画に基づき、過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事（用語集参照）のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束（用語集参照）を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、政府行動計画で示されている病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）による「リスク評価の大括りの分類」に基づき、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分で具体的な対策内容の記載を行う。（第3部第2章第3節参照）

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

具体的には、前記(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

時期		有事のシナリオ
初動期 (A)		感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、国や国立健康危機管理研究機構（JIHS）（用語集参照）が明らかにする感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえて、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。
対応期	封じ込めを念頭に対応する時期 (B)	特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国やJIHSが示す諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する（この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意）。
	病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)	感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき示される国の基本的対処方針等により、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク

		等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)	ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき示される国の基本的対処方針等により、対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。
	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)	最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組」の部分において、県行動計画に基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」(C-1)においては、県行動計画に基づき、病原性や感染性等の観点からの「リスク評価の大括りの分類」により、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からの「リスク評価の大括りの分類」に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」(C-2)については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」(D)を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特にこどもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

県、市町又は指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、関係機関と相互に連携協力し、国とともに新型インフルエンザ等対策の的確か

つ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

- ② 初発の感染事例の探知と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の感染事例を探知した後速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

- ③ 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

- ④ リスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション（用語集参照）等について平時からの取組を進める。

- ⑤ 医療関連情報の有効活用、国・県・市町との連携等のためのDXの推進や人材育成等

医療関連情報の有効活用、国・県・市町の連携の円滑化等を図るためのDXの推進のほか、人材育成、国・県・市町との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び地域経済への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、国の基本的対処方針を踏まえながら、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講

ずる。

① 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、県と連携し、平時からこうしたデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

② 医療提供体制と市民生活及び地域経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には、県及び保健所設置市である高松市では、感染症法に基づく予防計画（県においては香川県感染症予防計画を、高松市においては高松市感染症予防計画をいう。以下同じ。）（用語集参照）及び医療法に基づく医療計画（香川県保健医療計画をいう。以下同じ。）（用語集参照）に基づき医療提供体制の速やかな拡充を図りつつ、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することとなる。リスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活及び地域経済に与える影響にも十分留意する。

③ 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

政府行動計画において「科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する」とされていることを踏まえ、切替えが円滑に行われるよう措置を行う。

④ 対策項目ごとの時期区分

政府行動計画において「柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す」とされていることを踏まえ、適切に対応する。

⑤ 市民の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、こどもを含め様々な年代の市民の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴

う対策が出された場合には、対策の影響を受ける市民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。(特措法第5条)

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、特措法の適用対象である新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

なお、特措法の適用対象である新型インフルエンザ等のうち、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置を講ずることができるのは、肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限定されている。(特措法第31条の6第1項及び特措法施行令第5条の3第1項)

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は、特に必要がある場合には、県に対して新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。(特措法第36条第2項)

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

市は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国・県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第5節 対策推進のための役割分担

(1) 県・市町の役割

新型インフルエンザ等の対応は、国と地方公共団体との適切な役割分担の下、内閣感染症危機管理統括庁(以下「統括庁」という。)(用語集参照)を司令塔組織とする国が基本的な方針を定め、地方公共団体が地域の実情に応じて対策を実施するものであり、県・市町は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、国の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。(特措法第3条第4項)

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国の基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保

やまん延防止に關し的確に判断し、対応する。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定（用語集参照）を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定（用語集参照）を締結し、検査体制を構築するとともに宿泊施設と平時に宿泊施設確保措置協定（用語集参照）を締結することにより、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

こうした取組においては、県は、香川県感染症対策連携協議会（以下「連携協議会」という。）（用語集参照）等を通じ、保健所設置市である高松市や感染症指定医療機関（用語集参照）等の関係者と、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況を毎年度、連携協議会に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA（用語集参照）サイクルに基づき改善を図る。

【市町】

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、患者等の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

（2）医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修・訓練や、個人防護具（用語集参照）をはじめとした必要となる感染症対策物資等（用語集参照）の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画（BCP）（用語集参照）の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(3) 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。(特措法第3条第5項)

(4) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種(用語集参照)の対象となる登録事業者(用語集参照)については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。(特措法第4条第3項)

(5) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。(特措法第4条第1項及び第2項)

(6) 市民の役割

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。(特措法第4条第1項)

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、市や関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

第2節 対策項目ごとの基本理念と目標

市行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康や市民生活及び地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、国・県・市町・JIHS・研究機関・医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるように

する。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜^{そうそう}しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーション（用語集参照）を行い、国・県と連携しながら、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、市は、平時から、市民の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の

健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。そのため、市は、国・県と連携しつつ、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

⑤ 保健

市が効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所及び環境保健研究センターは、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査（用語集参照）による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から市に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所及び環境保健研究センターは、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の新型インフルエンザ等の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察（用語集参照）、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、市は、平時から組織全体としての情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICT（用語集参照）の活用等を通じた業務効率化・省力化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、平時から自ら必要な感染症対策物資等を備蓄し、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進する。

⑦ 市民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、市は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民に必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関は、業務計画の策定等の必要

な準備を行う。

新型インフルエンザ等の発生時には、市は、市民生活及び地域経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や市民は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

第3節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3つの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。

- I. 人材育成
- II. 国・県・他市町との連携
- III. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

I. 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

そのため、市は、感染症に関する幅広い知識を有し、適切な感染症対策を推進することができる人材の養成・確保を図るため、国・県等が行う感染症に関する研修会への関係する職員等の計画的な参加に努める。

II. 国・県・他市町との連携

新型インフルエンザ等の対応に当たって、県・市町の役割は極めて重要である。国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、県は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、市町は住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割が期待されている。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国・県・他市町との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や

感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は都道府県間の連携、県と市町との連携、保健所間の連携も重要であり、こうした地方公共団体間の広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、例えば、平時から国・県・他市町との意見交換や、共同しての訓練等、連携体制を不断に確認及び改善していくことが重要である。

Ⅲ. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

近年取組が進みつつある DX は、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進や診療への活用により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

例えば、新型コロナ対応においては、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）」により、医療機関から発生届のオンライン提出や患者本人による自身の健康状態のオンライン報告が可能になった。また、医療機関等情報支援システム（G-MIS）（用語集参照）による全国の医療機関における病床の使用状況や感染症対策物資等の確保状況等の一元的な把握等、業務の効率化とともに、情報収集の迅速性の確保が図られた。このほか、オンライン診療など診療においてもデジタル技術の活用が図られた。

このような対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療 DX を含め、感染症危機対応に備えた DX を推進していくことが不可欠である。

DX 推進の取組として、政府行動計画においては「接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要である」、「医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進める」とされており、市もこうした取組に対応していくことが重要となる。さらに、DX 推進に必要な、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

こうした取組を進めていくに当たっては、視覚や聴覚等が不自由な方等に

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

も配慮しながら、市民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行うことが重要である。また、DXの推進に当たっては、個人情報やプライバシーの保護に留意し、データを適切に取り扱うことが必要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組等

(1) EBPM の考え方に基づく政策の推進

市行動計画等の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとするのが重要である。

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM（用語集参照）の考え方に基づいて政策を実施することが必要である。その前提として、適切なデータの収集とその分析ができる体制が重要である。

(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

市行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、市行動計画が改定された後も、継続して備えの体制を維持及び向上させていくことが不可欠である。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行うことが重要である。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図る。

(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、予防計画や医療計画の定期的な見直し等による制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画やその関連文書について、必要な見直しを行うことが重要である。

また、政府行動計画においては「定期的なフォローアップを通じた取組の改

善等に加え、国内外の新興感染症等の発生の状況やそれらへの対応状況、予防計画や医療計画を始めとする新型インフルエンザ等への対応に関連する諸制度の見直し状況等も踏まえ、おおむね6年ごとに本政府行動計画の改定について、必要な検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする」とされている。市においても当該措置の内容を踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。

なお、政府行動計画においては「新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、その対応経験を基に本政府行動計画等の見直しを行う」とされている。これにより、政府行動計画等の見直しが行われた場合には、市においてもその内容を踏まえ、所要の見直しを行う。

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方 及び取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が連携して取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2) 所要の対応

1-1. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者（以下単に「学識経験者」という。）の意見を聴く。（特措法第8条第7項及び第8項）（健康福祉部、その他全部局）

なお、市行動計画の変更において、計画の実質的な内容に影響を与えないような軽微な変更については、実質的な内容の変更がある際に一括して行うこと、又は意見聴取を行う学識経験者に対し、事前に軽微な変更の例を示し、これらの変更についてあらかじめ包括的に了承を得ておくことで、逐次の意見聴取を行わないこととしても差し支えないとされている（令和4年（2022年）11月15日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室事務連絡）ことに留意する。

- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。（健康福祉部、その他全部局）
- ③ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。（特措法第37条）（健康福祉部）
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等の実施を行うとともに、必要に応じて、部局間の連携強化や役割分担に関する調整を行う。（健康福祉部、その他全部局）

- ⑤ 市は、国や JIHS、県の研修等を積極的に活用しつつ、新型インフルエンザ等対策に携わる人材の養成等を行う。(健康福祉部、関係部局)
- ⑥ 市は、政府行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施し、又は他の機関が実施する訓練に参加する。(健康福祉部、その他全部局)

1-2. 関係機関との連携の強化

- ① 市は、県・他市町・指定地方公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有・連携体制を構築する。(健康福祉部、その他全部局)
- ② 市は、特定新型インフルエンザ等対策(用語集参照)の代行や応援(第3節(対応期)3-1-3)の具体的な運用方法について、県と事前に調整するよう努める。(健康福祉部、総務部)
- ③ 市は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から、県が総合調整を実施する場合には、当該総合調整に従い、相互に着実な準備を進める。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、市全体の危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

市は、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがあることについて、国・県の動向を注視するとともに、情報提供があった場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行う。また、必要に応じて、関係部局に情報を共有するとともに、対策の準備を進めるよう依頼する。さらに、必要に応じて全庁的な対策会議の開催や特措法によらない任意の対策本部の設置を検討する。(健康福祉部、その他全部局)

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 厚生労働大臣が、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表

(用語集参照)を行うとともに、内閣総理大臣に対して、新型インフルエンザ等の発生等に関する報告を行ったときには、罹患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は閣議にかけて、政府対策本部を設置するものとされている。(特措法第14条及び第15条)

市は、必要に応じて、特措法によらない任意の対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

政府対策本部から新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市は、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する(特措法第34条第1項)とともに、その会議を開催し、国の基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進する。(全部局)

＜市対策本部の組織＞

特措法第35条に定めるほか、次のとおりとする。

本部長 市長

副本部長 副市長

本部員 教育長、審議監、各部局長、大川広域消防本部消防長
及び市長が指名する者

※対策本部には、部を置くことができる。部には、部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。(本部条例第4条)

※必要に応じて、対策本部の事務局に班を置くものとする。

- ② 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、また、関係部局間の連携を強化し、庁内一丸となって新型インフルエンザ等対策を推進する。(健康福祉部、その他全部局)
- ③ 市は、必要に応じて県等と連携し、第1節(準備期)1-1を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。感染症危機発生時には、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた必要性に応じ、また、指揮命令系統の明確性や業務執行体制の継続性も考慮し、柔軟に見直すものとする。(健康福祉部、総務部、その他全部局)

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、国・県が財政支援を行うことを決定した場合には、所要の措置を講ずるとともに、必要に応じて、必要な予算の確保を行う。(総務部)

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ

等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、市及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする事が重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び地域経済の状況や、各対策の実施状況及び国の基本的対処方針の変更に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 市は、地域の感染状況に関する情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、国・県等から収集した情報とリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(健康福祉部、全部局)
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(全部局)

3-1-2. 県による総合調整

- ① 県行動計画において「県は、その区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定(地方)公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う。」とされている。市は、県が総合調整を行う場合には、当該総合調整に従い、適切に新型インフルエンザ等対策を実施する。(健康福祉部、関係部局)
- ② 県行動計画において「県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町や医療機関等の民間機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う。」とされている。市は、県が総合調整を行う場合には、当該総合調整に従い、適切な対応を取る。(健康福祉部)

3-1-3. 職員の派遣・応援等への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。(特措法第26条の2第1項)(健康福祉部、総務部)
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。(特措法第26条の3第2項)(健康福祉部、総務部)

3-1-4. 必要な財政上の措置

市は、国・県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保し、必要な対策を実施する。(総務部)

3-2. 緊急事態措置の実施について

- ① 市は、緊急事態宣言(用語集参照)がされたときは、直ちに特措法に基づく市対策本部を設置する。市は、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。(特措法第34条第1項)
- ② 市は、緊急事態解除宣言(用語集参照)がされたときは、遅滞なく、特措法に基づく市対策本部を廃止する。(特措法第37条で読み替えて準用する第25条)

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、県や他市町、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民に対して感染症についての啓発を行うことで、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう努める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

市は、平時から国・県等と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、市民の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う（特措法第13条第1項）。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県や他市町の関係部局と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・

共有を行う。(健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局)

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、国・県との連携により啓発する(特措法第13条第2項)。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(健康福祉部、総務部、関係部局)

1-1-3. 偽・誤情報に関する啓発

市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック(用語集参照)の問題が生じ得ることから、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処し、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。(健康福祉部、関係部局)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

市は、基本的対処方針等国の対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(健康福祉部、関係部局)

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの一般的な相談に応じるため、状況に応じてコールセンターや相談窓口などの可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備に努めるものとする。(健康福祉部)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、国・県等から提供された、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

市は、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、国内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、市民に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康福祉部、関係部局)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、状況に応じて SNS

の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。（健康福祉部、関係部局）

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、初動期には感染者が少数であるため感染者等に対し関心が集まり偏見・差別が起こりやすいと考えられることに留意し、実際の状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国・県等の各種相談窓口に関する情報を整理し、市民に周知する。（健康福祉部、総務部、関係部局）

第3節 対応期

（1）目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、国・県等から提供された、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民の不安の解消等に努める。

（2）所要の対応

市は、国・県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮して

どのように判断がなされたのか等)、実施主体等に関する情報を踏まえながら、市内の関係機関や市民に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

市は、市民が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、上記の情報について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、市民が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(健康福祉部、関係部局)

3-1-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、状況に応じて SNS の動向やコールセンター等に寄せられた意見等の把握、アンケート調査等を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。(健康福祉部、関係部局)

3-1-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する国・県等の各種相談窓口に関する情報を市民に周知する。(健康福祉部、総務部、関係部局)

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直しに関する対応

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、基本的対処方針等により示される国・県の方針に基づき、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市民の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を国による説明を踏まえて、丁寧に説明する。また、市民の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、市は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、国・県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、国・県等から提供される情報を踏まえ、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえた「リスク評価の大括りの分類」に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、国・県等から提供される情報を踏まえ、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。（健康福祉部、関係部局）

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、国・県等から提供される情報に基づき、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（健康福祉部、関係部局）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、市民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

以下のとおり、新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等に取り組む。

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

- ② 市、学校、高齢者施設等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、「相談センター」(用語集参照)や医療機関に連絡し、指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(健康福祉部、関係部局)

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、市は、国・県等と連携し、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2) 所要の対応

1-1. 接種体制の構築

1-1-1. 接種体制

市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、医師会等の医療関係者のほか、接種会場としての使用が想定される施設の管理者等とも連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練と準備を平時から行う。(健康福祉部)

1-1-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち、住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。(健康福祉部)

1-1-3. 住民接種

住民接種(用語集参照)は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、国が基本的対処方

針を変更し、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定めた上で、行われるものである（特措法第27条の2第1項）。市は、住民接種が行われることとなった場合に、迅速な予防接種等を実現できるよう、平時から以下①から③までのとおり準備を行う。

- ① 市は、国・県や医療機関等の関係者の協力を得ながら、市内に居住する者（接種会場での接種が困難な者を含む。）に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、本市以外における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 市は、接種を希望する市民が速やかに接種できるよう、医師会等の医療関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について、準備を進める。（健康福祉部）

1-2. 情報提供・共有

市は、国からの情報に基づき、国・県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民の理解促進を図る。（健康福祉部）

第2節 初動期

（1）目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、国・県等と連携し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集し、速やかな予防接種へとつなげる。

（2）所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

市は、国が特定接種又は住民接種の実施を見据えて整理した接種の優先順位の考え方に基づき、接種体制等の必要な準備を行う。（健康福祉部）

2-1-2. 情報収集

市は、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の実施方法、必要な予算措置等の情報を国・県から収集する。(健康福祉部)

2-1-3. 接種体制の構築・

市は、国・県等の方針を踏まえ、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。(健康福祉部)

第3節 対応期

(1) 目的

国・県等の方針に基づき確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても国の方針を踏まえて、適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済につなげるように努める。

また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2) 所要の対応

3-1. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。(健康福祉部)
- ② 新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種が行われることとなった場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、市は、国・県等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康福祉部)

3-2. 特定接種

3-2-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、特定接種を行うことを決定した場合、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(健康福祉部)

3-3. 住民接種

3-3-1. 予防接種の準備

国が、住民への接種順位を決定し、予防接種（予防接種法第6条第3項）の準備を開始した場合には、市は、国・県等と連携して、接種体制の準備を行う。(健康福祉部)

3-3-2. 予防接種体制の構築

市は、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めるよう国からの要請があった場合には、適切に対応する。
(健康福祉部)

3-3-3. 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、国・県等から、接種に関する情報提供・共有を行うよう要請があった場合には、適切に対応する。
(健康福祉部)

3-3-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて、保健センターの活用など医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。
(健康福祉部)

3-3-5. 接種記録の管理

市は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備されたシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。
(健康福祉部)

3-4. 情報提供・共有

市は、予防接種に係る情報について、接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等に加え、国・県等が情報提供・共有する情報について市民への周知・共有を行う。
(健康福祉部)

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事において、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。

市は、保健所がその機能を果たすことができるよう、有事において保健所に必要な協力を行うことを想定し、平時から連携体制を構築する。

(2) 所要の対応

1-1. 業務継続計画を含む体制の整備

市は、業務継続計画の策定に当たって、優先的に取り組むべき業務の継続のために必要な体制をあらかじめ想定するなどして、本庁及び寒川庁舎の有事における業務を整理するとともに、有事において業務継続計画に基づく業務体制へ円滑に移行できるよう、平時から ICT や外部委託の活用等により、業務の効率化を図るものとする。(健康福祉部その他全部局)

1-2. 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国・県等が実施する研修や訓練等を積極的に活用し、人材育成に努めるとともに、保健所、消防機関、医師会等の関係団体と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。(健康福祉部、関係部局)

1-3. 地域における情報提供・共有

市は、国・県等から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民や事業者に対して情報提供・共有を行う。また、住民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。(健康福祉部、関係部局)

第2節 初動期

(1) 目的

初動期は住民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市は、市行動計画に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエ

ンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

市は、国・県等からの要請や助言も踏まえて、市行動計画に基づく有事体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、人員の確保に向けた準備を進める。
(健康福祉部、総務部、関係部局)

2-2. 住民への情報提供・共有の開始

市は、国・県等が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の住民への周知、Q&Aの公表、住民向けのコールセンター等の設置等を通じて、住民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(健康福祉部、関係部局)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市行動計画及び準備期に整理した関係機関との役割分担・連携体制に基づき、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

市は、本庁からの応援職員の派遣、関係機関等に対する応援要請等を遅滞なく行い、有事体制を確立する。(健康福祉部)

3-2. 主な対応業務の実施

市は、市行動計画、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、保健所、消防機関等の関係機関と連携して、次に掲げる健康観察、生活支援などの感染症対応業務を実施する。

- ① 市は、県が実施する外出自粛要請(感染症法第44条の3第1項及び第2項並びに第50条の2第1項及び第2項)や就業制限(感染症法第18条第1項及び第2項)に際して、当該患者等やその濃厚接触者(用語集参照)に対する健康観察に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、県から、当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け

て、県が実施する食事の提供等の日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター（用語集参照）等の物品の支給に協力する。（健康福祉部）

3-3. 感染状況に応じた取組

3-3-1. 流行初期

市は、流行開始を目途に有事体制へ切り替えるとともに、必要に応じて、人員の確保のため、本庁等からの応援職員の派遣や応援要請等を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-3-2. 流行初期以降

市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、本庁等からの応援職員の派遣や応援要請等を行う。（健康福祉部、関係部局）

3-3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

政府行動計画において「国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する」とされている。

市は、これを踏まえて、地域の実情に応じ、有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。（健康福祉部）

第6章 物資

第1節 準備期～初動期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。(特措法第10条)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。(特措法第11条)

また、備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意する。(総務部、健康福祉部、関係部局)

- ② 消防機関である大川広域消防本部は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。(大川広域行政組合)

第2節 対応期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。市は、準備期及び初動期に引き続き、感染症対策物資等の備蓄・配置の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

市は、新型インフルエンザ等の特徴を踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する。(総務部、健康福祉部、関係部局)

2-2. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

政府行動計画において「国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、各省庁や地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める」とされている。（特措法第51条）
市は、必要な協力を行う。（総務部、健康福祉部、関係部局）

第7章 市民生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康福祉部)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。(全部局)

1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、備蓄している感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。(特措法第10条)

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(健康福祉部、関係部局)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておくようにする。（健康福祉部）

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生時において、広域的に火葬を実施できるよう、域内火葬場の火葬能力等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（市民部、関係部局）

第2節 初動期

（1）目的

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等と呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

（2）所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の勧奨

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる従業員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備を行うよう勧奨する。（総務部、健康福祉部、関係部局）

2-2. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（市民部、関係部局）

第3節 対応期

（1）目的

市は、準備期での対応を基に、市民生活及び地域経済の安定を確保するため

の取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、市民生活及び地域経済の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、市民生活及び地域経済の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル（用語集参照）予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康福祉部、関係部局）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（健康福祉部）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限や、その他長期間の学校の臨時休業（用語集参照）の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育委員会、関係部局）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

① 市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（総務部、関係部局）

② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民が

らの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(総務部、関係部局)

- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。(総務部、関係部局)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。(特措法第59条)(総務部、関係部局)

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、県を通じての国からの要請を受けて、必要に応じて以下の対応を行う。(市民部)

- ① 市は、火葬場の経営者に、可能な限り火葬炉を稼働させ、円滑な火葬が実施できるよう求める。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

3-2. 地域経済の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。(特措法第63条の2第1項)(関係部局)

3-2-2. 市民生活及び社会経済活動の安定に関する措置

水道事業者及び工業用水道事業者である一部事務組合(香川県広域水道企業団)は、新型インフルエンザ等緊急事態において、業務継続計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。(特措法第52条)

用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム (G-MIS) ジーミス	G-MIS (Gathering Medical Information System の略) は、全 国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッ フの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医 療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支 援するシステム。
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医 療提供体制の確保を図るための計画。
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府 県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協 定。
インフォデ ミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐 怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
香川県感 染症対策連 携協議会	感染症法第 10 条の 2 に規定する感染症の発生の予防及びまん 延の防止のための施策の実施に当たっての連携協力体制の整備 を図ることを目的に、保健所設置市や感染症指定医療機関、消 防機関その他関係機関を構成員として、県が設置している組織。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感 染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに 足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含 む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者等	患者及び感染したおそれのある者。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新 型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命 及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事 態。
感染症指定 医療機関	本市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感 染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種 感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限 るものを指す。
感染症対策 物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（医薬品、医療 機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機 器（同条第 4 項に規定する医療機器）、個人防護具（着用するこ

	とによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。
感染性	学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度及び感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態解除宣言	特措法第 32 条第 5 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言のこと。新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるときに行われる新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示であり、政府対策本部長が行い、国会に報告するものとされている。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等（肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及び当該事態の概要を公示すること。政府対策本部長が行い、国会に報告するものとされている。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及

	び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。 策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
県調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都道府県域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
国立健康危機管理研究機構（JIHS）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7 年（2025 年）4 月に設立された国立健康危機管理研究機構。

	国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
こども	本市行動計画では、政府行動計画の例により、法令上の用語を除き、「こども」という表記を用いている。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
指定届出機関	感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、5類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は2類感染症、3類感染症、4類感染症若しくは5類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関。
収束	本市行動計画では、患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあることを指す用語として用いている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
宿泊施設確保措置協定	本市行動計画では、感染症法第36条の6第1項の検査等措置協定のうち、宿泊施設に係るもの（同項第1号ロ）について、特に区分して記載すべき場合にこの語を用いている。
宿泊療養施設	感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項（第44条の9の規定により準用する場合を含む。）に定める宿泊施設。 新型コロナ対応時には、医療機関の病床を中等症以上の感染者が優先して利用するため、無症状や軽症の感染者のうち、高齢者や基礎疾患のある方を除き、宿泊療養施設で療養することを原則としていた。
新型インフ	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染

ルエンザ等	症、同条第 8 項に規定する指定感染症（同法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。本市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等（肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。）が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新型インフルエンザ等対策推進会議	新型インフルエンザ等対策の推進を図るため内閣に置かれ（特措法第 70 条の 2 の 2）、政府行動計画又は基本的対処方針の作成又は変更に当たって内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べることのほか、新型インフルエンザ等対策について調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は政府対策本部長に意見を述べることを所掌事務としている（特措法第 70 条の 3）。 なお、新型コロナ対応時には、分科会が置かれていた。
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年（2020 年）1 月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。
新型コロナウイルス感染症等	感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第 4 号に規定する再興型コロナウイルス感染症をいう。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病

調査	原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
第一種協定指定医療機関	感染症法第 36 条の 2 第 1 項の規定による通知（同項第 1 号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）又は第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定（同号に掲げる措置をその内容に含むものに限る。）に基づき、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した病院又は診療所をいう。（感染症法第 6 条第 16 項）
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第 2 条第 2 号の 2 に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして特措法施行令第 1 条に規定するもの。
特定接種	特措法第 28 条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。 特定接種の対象となり得る者は、 ①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。） ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和 23 年政令第

	77号)第1条に定める市)及び特別区。
内閣感染症 危機管理統 括庁	統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、JIHSから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
病原性	学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、本市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。
パルスオキ シメーター	皮膚を通した光の吸収値で血液中の酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
まん延防止 等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。同法第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等(肺炎、多臓器不全又は脳症その他厚生労働大臣が定める重篤である症例の発生頻度が、季節性インフルエンザに比して相当程度高いと認められる場合に限る。)が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
無症状病原 体保有者	感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。
薬剤感受性	感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性又は抵抗性)をいう。

有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第 21 条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
臨時休業	学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条に基づき、学校の設置者が、感染症の予防上必要があるときに臨時に行う、学校の全部の休業（いわゆる学校閉鎖）又は一部の休業（いわゆる学級閉鎖・学年閉鎖）のこと。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making の略）。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり（ロジック）を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス（根拠）を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。 情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
アイヒート IHEAT	感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。 ※「IHEAT 要員」は、地域保健法第 21 条に規定する業務支援員。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応（Polymerase Chain Reaction の略）。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片（数百から数千塩基対）だけを選択的に増幅させることができる。
PDCA	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。
5 類感染症	感染症法第 6 条第 6 項に規定する感染症。